

契約書比較対象表

〔土木〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕
監理業務標準委託契約約款 H29.10 (土木学会)	CM方式活用の手引き(案) H24.06 (建設コンサルタンツ協会)	発注者支援業務 H29.09 (国土交通省)	地方公共団体のCM方式活用マニュアル試案 H14.12 (CM方式導入促進方策研究会 建設業振興基金)	CM業務委託契約約款(CMの契約のあり方に関する研究会資料) H21.06	建築工事監理業務委託契約書 H29.08 (国土交通省)
<p>(総則) 第1条 監理業務委託者及び監理業務受託者は、日本国の法令を遵守し、この約款(契約書を含む。以下同じ。)&amp;設計図書(別冊の図面、共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書)(以下、「監理業務契約図書」という。))に定められた業務(以下「監理業務」という。)を内容とする契約を履行しなければならない。</p>	<p>(総則) 第1条 委託者及びCM業務受託者(以下「受託者」という。))は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)&amp;及びCM(コンストラクション・マネジメント)業務委託仕様書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書)をいう。以下同じ。))に定められた業務(以下「この約款」という。))を内容とする委託契約(以下「この契約」という。))を履行しなければならない。</p>	<p>(総則) 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。))に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。))に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。))を履行しなければならない。</p>	<p>(総則) 第1条 委託者(以下、「甲」という。)&amp;及び受託者(以下、「乙」という。))は、契約書記載のプロジェクト(以下、「本件プロジェクト」という。))に関し、日本国の法令を遵守し、この約款(契約書を含む。以下同じ。))、コンストラクション・マネジメント業務委託書において定められる業務を内容とする委託契約(以下、「この契約」という。))を履行しなければならない。</p>	<p>(総則) 第1条 委託者(以下「甲」という。)&amp;及び受託者(以下「乙」という。))は、日本国の法令を遵守し、この約款(契約書を含む。以下同じ。))及びCM(コンストラクション・マネジメント)業務委託書において定められる業務を「CM業務」という。))を内容とする委託契約(以下「この契約」という。))を履行しなければならない。</p>	<p>(総則) 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。))に基づき、工事監理業務委託仕様書(別冊の仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下「工事監理仕様書」という。))に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び工事監理仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。))を履行しなければならない。</p>
<p>2 監理業務受託者は、この契約に基づき、<b>善良な管理者の注意をもって監理業務</b>を実施し、監理業務委託者は、この契約に基づき、監理業務受託者に対して業務委託料を支払うものとする。 <b>①</b></p>	<p>2 受託者は、契約書記載の業務を、<b>善良な管理者の注意をもって契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。))内</b>でCM業務を行う。委託者は、受託者に対してこの契約に基づいてその業務委託料(以下「CM業務費用」という。))を支払うものとする。</p>	<p>2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。))を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。))内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。))を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。</p>	<p>2 乙は、この契約に基づき、<b>善良な管理者の注意をもってコンストラクション・マネジメント業務(以下、「CM業務」という。))</b>を行い、その業務の執行状況を記した報告書(以下、「報告書」という。))を作成し、それに関する必要な説明を行ったうえ、これを甲に交付する。</p>	<p>2 乙は、この契約に基づき、<b>善良な管理者の注意をもってCM業務</b>を行う。 3 甲は、乙に対し、この契約に基づいてCM業務の報酬を支払う。</p>	<p>2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。))を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。))内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。</p>
<p>3 監理業務委託者は、監理業務を完了させるため、監理業務に関する指示を監理業務受託者又は監理業務受託者の監理業務管理技術者に対して行うことができる。この場合において、監理業務受託者又は監理業務受託者の監理業務管理技術者は、当該指示に従い監理業務を行わなければならない。 4 監理業務受託者は、監理業務契約図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは監理業務委託者と監理業務受託者との協議がある場合を除き、監理業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。</p>	<p>3 委託者はその意図する業務を完成させるため、業務に関する指示を受託者又は受託者の管理技術者(以下、「CMr」という。))に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者のCMrは、当該指示に従い業務を行わなければならない。 6 受託者は、この契約若しくは業務仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。</p>	<p>3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の主任担当者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の主任担当者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。 4 受注者は、この契約若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。</p>	<p>4 甲は、乙に対し、乙のCM業務遂行に<b>あたり必要な情報を提供</b>する。</p>	<p>4 甲は、乙に対し、乙のCM業務遂行に<b>あたり必要な情報を提供</b>する。</p>	<p>3 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は第9条に定める受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。 4 受注者は、この契約書若しくは工事監理仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。</p>
<p><b>⑥</b></p>	<p>4 委託者は、<b>受託者に対し、業務の遅滞を生じさせないように、契約締結後〇日以内に業務に関し入手できる必要な情報を提供</b>するものとする。</p>	<p>(対応する独立条と対応)</p>	<p>4 甲は、乙に対し、乙のCM業務遂行に<b>あたり必要な情報を提供</b>する。</p>	<p>4 甲は、乙に対し、乙のCM業務遂行に<b>あたり必要な情報を提供</b>する。</p>	<p>4 甲は、乙に対し、乙のCM業務遂行に<b>あたり必要な情報を提供</b>する。</p>
<p><b>⑧</b></p>	<p>5 委託者は、受託者から文書をもって正当に付託されたすべての事項について、業務遂行に遅滞ないように、契約締結後〇日以内に文書をもって決定結果を通知するものとする。 13 委託者は、当該プロジェクトの基本計画策定者、設計者、工事請負者あるいは維持管理業者(以下、「当該プロジェクト関係者」と呼ぶ。))に対し、受託者にCM業務を委託すること、若しくは委託したことを明示し、委託者及び受託者との契約関係を●委託契約あるいは■請負契約の設計図書に示すものとする。 [注] ●●、■は、CM業務に係わる業務の契約図書とし適宜加筆修正する。</p>	<p>6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。 9 この契約及び業務仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第42条の規定に基づき、委託者と受託者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。))の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。</p>	<p>5 甲は、本件プロジェクト関係者(以下、「本件プロジェクト関係者」という。))、設計者、その他のコンサルタント、施工者、専門業者、及び資材供給業者等に対し、乙にCM業務を委託すること、若しくは委託したことを明示しなければならない。</p>	<p>5 甲は、本件プロジェクト関係者(以下、「本件プロジェクト関係者」という。))、設計者、その他のコンサルタント、施工者、専門業者、及び資材供給業者等に対し、乙にCM業務を委託すること、若しくは委託したことを明示しなければならない。</p>	<p>5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、工事監理仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。 8 この契約書及び工事監理仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第39条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。))の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。</p>
<p>5 この契約の履行に関して監理業務委託者と監理業務受託者との間で用いる言語は、日本語とする。 6 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。 7 この契約の履行に関して監理業務委託者と監理業務受託者との間で用いる計量単位は、監理業務契約図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。 8 この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第42条の規定に基づき、監理業務委託者と監理業務受託者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。))の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。 11 監理業務受託者が設計共同体を結成している場合においては、監理業務委託者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、監理業務委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、監理業務受託者は、監理業務委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。</p>	<p>7 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。 8 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。 9 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。 10 この契約及び業務仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。 12 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第42条の規定に基づき、委託者と受託者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。))の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。 14 受託者がCM業務共同体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為をCM業務共同体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。</p>	<p>6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。 9 この契約書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。 12 受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。</p>	<p>6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。 9 この契約書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)に定めるところによるものとする。 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。</p>	<p>4 この契約における期間の定めについては、民法の定めるところによる。</p>	<p>5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、工事監理仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。 8 この契約書及び工事監理仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第39条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。))の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。 11 受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。</p>
<p>(指示等及び協議の書面主義) 第2条 この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。))は、書面により行わなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、監理業務委託者及び監理業務受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、監理業務委託者及び監理業務受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、〇日以内にこれを相手方に交付するものとする。 [注] 〇の部分には、原則として「7」を記入する。 3 監理業務委託者及び監理業務受託者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。</p>	<p>(指示等及び協議の書面主義) 第2条 この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。))は、書面により行わなければならない。 2 前項に示す書面のうち指示、報告、質問、回答は、あらかじめ委託者と受託者が合意した上で、メール又は打合せ議事録等も含めることができる。 3 第1項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、〇日以内にこれを相手方に交付するものとする。 4 委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。</p>	<p>(指示等及び協議の書面主義) 第2条 この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。))は、書面により行わなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。</p>	<p>(書面主義) 第2条 この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下、「指示等」という。))は、書面により行わなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、すでに行った指示等を書面に記載し、速やかにこれを相手方に交付するものとする。 3 甲及び乙は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録し、署名又は記名・捺印する。</p>	<p>(協議の書面主義) 第2条 甲及び乙は、乙がCM業務を行うにあたり協議をもって決定した事項については、原則としてすみやかに、書面を作成し、署名又は記名・捺印する。</p>	<p>(指示等及び協議の書面主義) 第2条 この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。))は、書面により行わなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。</p>
<p>(監理業務計画書の提出) 第3条 監理業務受託者は、この契約締結後〇日以内に監理業務契約図書に基づいて監理業務計画書を作成し、監理業務委託者に提出しなければならない。 [注] 〇の部分には、原則として「14」を記入する。 2 監理業務委託者は、必要があると認めるときは、前項の監理業務計画書を受理した日から〇日以内に、監理業務受託者に対してその修正を請求することができる。 [注] 〇の部分には、原則として「7」を記入する。 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は監理業務契約図書が変更された場合において、監理業務委託者は、必要があると認めるときは、監理業務受託者に対して監理業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。 4 監理業務計画書は、監理業務委託者及び監理業務受託者を拘束するものではない。</p>	<p>(業務工程表及び部分払い請求計画書の提出) 第3条 受託者は、この契約締結後14日以内に業務仕様書に基づいて業務工程表及び部分払い請求計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。 2 委託者は、受託者より業務工程表及び部分払い請求計画書を受理した日から7日以内に承諾しなくてはならない。必要があると認めるときは、前項の業務工程表及び部分払い請求計画書を受理した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。 3 この契約の他の条項の規定により履行期間又は業務仕様書が変更された場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務工程表及び部分払い請求計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。 4 受託者はCM業務費用の変更を伴わない範囲において、委託者の承諾を得た場合は、業務工程表及び部分払い請求計画書を変更することができる。</p>	<p>(業務工程表の提出) 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。 3 この契約の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p>	<p>(業務計画書の提出) 第3条 乙は、この契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。 3 この契約の他の条項の規定により履行期間又はCM業務内容が変更された場合においては、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。 4 業務計画書は、甲及び乙を拘束するものではない。</p>	<p>(業務計画書の提出) 第3条 受注者は、この契約締結後〇日以内に工事監理仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。 [注] 〇の部分には、原則として、「14」と記入する。 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から〇日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。 [注] 〇の部分には、原則として、「7」と記入する。 3 この契約の他の条項の規定により履行期間又は工事監理仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。 4 業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p>	<p>(業務計画書の提出) 第3条 受注者は、この契約締結後〇日以内に工事監理仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。 [注] 〇の部分には、原則として、「14」と記入する。 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から〇日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。 [注] 〇の部分には、原則として、「7」と記入する。 3 この契約の他の条項の規定により履行期間又は工事監理仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。 4 業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p>

契約書比較対象表

〔土木〕 監理業務標準委託契約約款 H29.10 (土木学会)	CM方式活用の手引き(案) H24.06 (建設コンサルタツ協会)	発注者支援業務 H29.09 (国土交通省)	〔建築〕 地方公共団体のCM方式活用マニュアル試案 H14.12 (CM方式導入促進方策研究会 建設業振興基金)	CM業務委託契約約款(CMの契約のあり方に関する研究会資料) H21.06	建築工事監理業務委託契約書 H29.08 (国土交通省)
<p>〔契約の保証〕</p> <p>第4条 監理業務受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を監理業務委託者に寄託しなければならない。</p> <p>一 契約保証金の納付</p> <p>二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、監理業務委託者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)</p> <p>四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の〇以上としなければならない。</p> <p>〔注〕 〇の部分には、たとえば「1」と記入する。</p> <p>3 第1項の規定により、監理業務受託者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の〇に達するまで、監理業務委託者は、保証の額の増額を請求することができ、監理業務受託者は、保証の額の減額を請求することができる。</p> <p>〔注〕 〇の部分には、たとえば「1」と記入する。</p> <p>〔注〕 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。</p>	<p>〔契約の保証〕</p> <p>第4条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。</p> <p>一 契約保証金の納付</p> <p>二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)</p> <p>四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、CM業務費用の10分の1以上としなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により、受託者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>4 CM業務費用の変更があった場合には、保証の額が変更後のCM業務費用の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。</p>	<p>〔契約の保証〕</p> <p>第4条 削除</p>	<p>〔契約の保証〕</p> <p>第7条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。</p> <p>一 契約保証金の納付</p> <p>二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)</p> <p>四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により、乙が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。</p>	<p>〔契約の保証〕</p> <p>第4条受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>一 契約保証金の納付</p> <p>二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)</p> <p>四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。</p> <p>〔注〕 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。</p>	<p>〔契約の保証〕</p> <p>第4条受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>一 契約保証金の納付</p> <p>二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)</p> <p>四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。</p> <p>〔注〕 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。</p>
<p>〔権利義務の譲渡等の禁止〕</p> <p>第5条 監理業務受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、監理業務委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>2 監理業務受託者は、監理業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、監理業務委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p>	<p>〔権利義務の譲渡等の禁止〕</p> <p>第5条 委託者及び受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>2 受託者は、CM業務を行ううえで得られた図面、書類、記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。</p>	<p>〔権利義務の譲渡等〕</p> <p>第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>2 受注者は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p>	<p>〔権利義務の譲渡等〕</p> <p>第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>2 乙は、報告書及びCM業務を行ううえで得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。</p>	<p>〔権利義務の譲渡等の禁止〕</p> <p>第3条 甲及び乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>2 乙は、CM業務を行ううえで得られた図面、書類、記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。</p>	<p>〔権利義務の譲渡等の禁止〕</p> <p>第5条受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p>
<p>〔秘密の保持〕</p> <p>第6条 監理業務受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 監理業務受託者は、この契約の履行を行う上で得られた図面、書類、記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ、監理業務委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p>	<p>〔秘密の保持〕</p> <p>第6条 受託者は、CM業務を行ううえで知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。</p> <p>2 受託者は、委託者の承諾なく、CM業務を行ううえで得られた図面、書類、記録等を他人に閲覧させ、複写させてはならない。</p> <p>3 受託者は、委託者の承諾を得て、CM業務を行っていること又は行ったことを他に公表することができる。</p>	<p>〔秘密の保持〕</p> <p>第5条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。また、受注者は、その役員又は使用人その他この契約の履行に携わる者(これらの者であったものを含む。)がこの契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用しないよう適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 乙は、甲の承諾なく、報告書及びCM業務を行ううえで得られた記録等を他人に閲覧させ複写させ、又は譲渡してはならない。</p>	<p>〔秘密の保持〕</p> <p>第5条 乙は、CM業務を行ううえで知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、甲の承諾なく、報告書及びCM業務を行ううえで得られた記録等を他人に閲覧させ複写させ、又は譲渡してはならない。</p>	<p>〔秘密の保持〕</p> <p>第4条 乙は、CM業務を行ううえで知り得た甲の秘密を他人に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、甲の承諾なく、CM業務を行ううえで得られた図面、書類、記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。</p> <p>3 乙は、甲の承諾を得て、CM業務を行っていること又は行ったことを他に公表することができる。</p>	<p>〔秘密の保持〕</p> <p>第6条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 受注者は、発注者の承諾なく、この契約を履行する上で得られた設計図書等(業務を行う上で得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。</p>
<p>③</p> <p>〔著作権の帰属等〕</p> <p>第7条 受託者の作成した図面、書類、記録等が著作物(著作権法第2条1号)に該当する場合(以下著作物に該当するものを「本件著作物」と言う。)、その著作権(著作権者人格権を含む。以下「著作権」という。)、は、受託者に帰属する。</p>	<p>〔著作権の譲渡等〕</p> <p>第6条 受注者は、成果物(第36条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。))が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。))に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。))を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。</p> <p>2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することが</p>	<p>〔著作権の譲渡等〕</p> <p>第6条 受注者は、成果物(第36条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。))が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。))に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。))を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。</p> <p>2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することが</p>	<p>〔著作権の帰属〕</p> <p>第5条 乙の作成した図面、書類、記録等が著作物(著作権法第2条1号)に該当する場合(以下著作物に該当するものを「本件著作物」と言う。)、その著作権(著作権者人格権を含む。以下「著作権」という。))は、乙に帰属する。</p>	<p>〔著作権の帰属〕</p> <p>第5条 乙の作成した図面、書類、記録等が著作物(著作権法第2条1号)に該当する場合(以下著作物に該当するものを「本件著作物」と言う。))は、乙に帰属する。</p>	<p>〔著作権の帰属〕</p> <p>第5条 乙の作成した図面、書類、記録等が著作物(著作権法第2条1号)に該当する場合(以下著作物に該当するものを「本件著作物」と言う。))は、乙に帰属する。</p>
<p>2 委託者は、別段の定めのない限り、この契約の目的の範囲内で本件著作物を利用することができる。ただし、各号に定める行為を委託者が自ら行おうとするときは第三者をして行わせようとするときは、受託者の承諾を得なければならない。</p> <p>一 本件著作物を変形、翻案、改変その他の修正をすること</p> <p>二 本件著作物を公表すること</p> <p>3 受託者は、本件著作物を公表する場合、委託者の承諾を得なければならない。</p> <p>4 受託者は、本件著作物にかかる著作権を第三者に譲渡してはならない。</p> <p>5 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。))及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。))を利用する場合には、受託者の承諾を得るものとし、利用もしくは制約条件などについて別に定めるものとする。</p>	<p>3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。</p> <p>5 受注者は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。))が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる</p> <p>4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。</p> <p>6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。))及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。))について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。</p>	<p>3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。</p> <p>5 受注者は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。))が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる</p> <p>4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。</p> <p>6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。))及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。))について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。</p>	<p>〔著作物の利用〕</p> <p>第6条 甲は、別段の定めのない限り、この契約の目的の範囲内で本件著作物を利用することができる。ただし、次の各号に定める行為を甲が自ら行おうとするときは第三者をして行わせようとするときは、乙の承諾を得なければならない。</p> <p>①本件著作物を変形、翻案、改変その他の修正をすること。</p> <p>②本件著作物を公表すること。</p> <p>〔著作権者人格権の制限〕</p> <p>第7条 乙は、本件著作物を公表する場合、甲の承諾を得なければならない。</p> <p>〔著作権の譲渡禁止〕</p> <p>第8条 第8条 乙は、本件著作物にかかる著作権を第三者に譲渡してはならない。</p>	<p>〔著作物の利用〕</p> <p>第6条 甲は、別段の定めのない限り、この契約の目的の範囲内で本件著作物を利用することができる。ただし、次の各号に定める行為を甲が自ら行おうとするときは第三者をして行わせようとするときは、乙の承諾を得なければならない。</p> <p>①本件著作物を変形、翻案、改変その他の修正をすること。</p> <p>②本件著作物を公表すること。</p> <p>〔著作権者人格権の制限〕</p> <p>第7条 乙は、本件著作物を公表する場合、甲の承諾を得なければならない。</p> <p>〔著作権の譲渡禁止〕</p> <p>第8条 第8条 乙は、本件著作物にかかる著作権を第三者に譲渡してはならない。</p>	<p>〔著作物の利用〕</p> <p>第6条 甲は、別段の定めのない限り、この契約の目的の範囲内で本件著作物を利用することができる。ただし、次の各号に定める行為を甲が自ら行おうとするときは第三者をして行わせようとするときは、乙の承諾を得なければならない。</p> <p>①本件著作物を変形、翻案、改変その他の修正をすること。</p> <p>②本件著作物を公表すること。</p> <p>〔著作権者人格権の制限〕</p> <p>第7条 乙は、本件著作物を公表する場合、甲の承諾を得なければならない。</p> <p>〔著作権の譲渡禁止〕</p> <p>第8条 第8条 乙は、本件著作物にかかる著作権を第三者に譲渡してはならない。</p>
<p>〔特許権等の使用〕</p> <p>第9条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。))の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、業務仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用をCM業務費用とは別に負担しなければならない。</p>	<p>〔特許権等の使用〕</p> <p>第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。))の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。</p>	<p>〔特許権等の使用〕</p> <p>第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。))の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。</p>	<p>〔特許権等の保証〕</p> <p>第6条 乙は、CM業務の遂行にあたり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下、「特許権等」という。))の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、この契約において特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。</p>	<p>〔特許権等の保証〕</p> <p>第6条 乙は、CM業務の遂行にあたり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下、「特許権等」という。))の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、この契約において特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。</p>	<p>〔特許権等の保証〕</p> <p>第6条 乙は、CM業務の遂行にあたり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下、「特許権等」という。))の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、この契約において特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。</p>

契約書比較対象表

〔土木〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕
<p>監理業務標準委託契約約款 H29.10 (土木学会)</p>	<p>CM方式活用の手引き(案) H24.06 (建設コンサルタツ協会)</p>	<p>発注者支援業務 H29.09 (国土交通省)</p>	<p>地方公共団体のCM方式活用マニュアル試案 H14.12 (CM方式導入促進方策研究会 建設業振興基金)</p>	<p>CM業務委託契約約款(CMの契約のあり方に関する研究会資料) H21.06</p>	<p>建築工事監理業務委託契約書 H29.08 (国土交通省)</p>
<p>(一括再委託等の禁止) 第7条 監理業務受託者は、監理業務の全部を一括して、又は監理業務契約図書において指定した部分を第三者に委託してはならない。  2 監理業務受託者は、監理業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、監理業務委託者の承諾を得なければならない。ただし、監理業務委託者が監理業務契約図書において指定した軽微な部分を委託しようとするときは、この限りでない。  3 監理業務委託者は、監理業務受託者に対して、監理業務の一部を委託された者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。 4 監理業務受託者は、第2項により監理業務の一部について第三者に委託した場合、その第三者の受託に基づく行為全てについて責任を負う。</p>	<p>(一括再委託等の禁止) 第8条 受託者は、業務の全部を一括して、又は業務仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせては2 受託者は、前項の主たる部分のほか、委託者が業務仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。  3 受託者が、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者に対し、その委託にかかるCM業務の概要、その第三者の氏名又は名称及び住所を記載した書面を交付のうえ、委託の趣旨を説明しなければならない。ただし、委託者が業務仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。  4 受託者は、前項によりCM業務の一部について第三者に委託した場合、委託者に対し、その第三者の受託に基づく行為全てについて責任を負う。</p>	<p>(一括再委託等の禁止) 第7条 受託者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせては2 受託者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。  3 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。  4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。  3 乙は、前項によりCM業務の一部について第三者に委任し、又は請け負わせた場合、甲に対し、その第三者の受託又は請負に基づく行為すべてについて責任を負う。</p>	<p>(優先適用) 第8条 乙の業務内容に関して、甲が建築設計業務委託契約、工事請負契約、その他本件プロジェクト関係者との間で締結する契約とこの契約との間に差異、矛盾があるときは、この契約が優先して適用される。  (再委託等) 第9条 乙は、甲に対し、CM業務を統括する者の氏名を通知する。  3 乙は、CM業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ甲に対し、その委任又は請負に係るCM業務の概要、その第三者の氏名又は名称及び住所を記載した書面を交付し、委任又は請負の趣旨を説明しなければならない。  4 乙は、前項によりCM業務の一部について第三者に委託した場合、甲に対し、その第三者の受託に基づく行為全てについて責任を負う。</p>	<p>(一括再委託等の禁止) 第7条受注者は、業務の全部を一括して、又は工事監理仕様書において指定した部分を第三者に委任してはならない。  2 受注者は、業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が工事監理仕様書において指定した軽微な部分を委任しようとするときは、この限りでない。  3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</p>	
<p>(監理業務調査職員) 第8条 監理業務委託者は、監理業務調査職員を定めたときは、その氏名を監理業務受託者に通知しなければならない。監理業務調査職員を変更したときも、同様とする。 2 監理業務調査職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく監理業務委託者の権限とされる事項のうち監理業務委託者が必要と認めて監理業務調査職員に委任したもののほか、監理業務契約図書に定めるところにより、次に掲げる権限を一業務を完了させるための監理業務受託者又は監理業務管理技術者に対する監理業務に関する指示 二 この契約書及びCM業務委託書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答 三 この契約の履行に関する監理業務受託者又は監理業務管理技術者との協議 四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査 3 監理業務委託者は、2名以上の監理業務調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監理業務調査職員の有する権限の内容を、監理業務調査職員にこの約款に基づく監理業務委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、監理業務受託者に通知しなければならない。 4 第2項の規定に基づく監理業務調査職員の指示、承諾又は回答は、原則として、書面により行わなければならない。 5 この契約に定める書面の提出は、監理業務契約図書に定めるものを除き、監理業務調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、監理業務調査職員に到達した日をもって監理業務委託者に到達したものとみなす。</p>	<p>(調査職員) 第10条 委託者は、業務の調査職員の氏名を受託者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。 2 調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、業務仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。 一 業務の適正かつ円滑な実施のための受託者又は受託者のCM rに対する業務に関する指示 二 この契約書及びCM業務委託書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答 三 この契約の履行に関する受託者又は受託者のCM rとの協議 四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査 3 委託者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。 5 この契約書に定める書面の提出は、業務仕様書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。</p>	<p>(調査職員) 第9条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。 2 調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。 一 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の主任担当者に対する業務に関する指示 二 この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答 三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の主任担当者との協議 四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査 3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。 5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。</p>	<p>(調査職員) 第8条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。 2 調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、工事監理仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。 一 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示 二 この契約書及び工事監理仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答 三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議 四 業務の進捗の確認、工事監理仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査 3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。 5 この契約書に定める書面の提出は、工事監理仕様書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。</p>		
<p>(監理業務管理技術者) 第9条 監理業務受託者は、監理業務の技術上の管理を行う監理業務管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を監理業務委託者に通知しなければならない。監理業務管理技術者を変更したときも、同様とする。  2 監理業務管理技術者は、この契約の履行に関し、監理業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第11条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく監理業務受託者の一切の権限を行使することができる。 3 監理業務受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを監理業務管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を監理業務委託者に通知しなければならない。  ⑤</p>	<p>(CM r) 第11条 受託者は、CM業務全般の管理を行うCM rを定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。CM rを変更したときも、同様とする。  2 CM rは、この契約の履行に関し、CM業務の管理及び統轄(以下「任務」という。)を行うほか、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。ただし、CM業務費用の変更、CM業務費用の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限は除くものとする。 3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれをCM rに委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。 4 CM rが当該プロジェクト関係者に対して行う、指示、承諾、提案、通知によって、当該プロジェクト関係者は、契約上負担する責任を免除されない。 5 CM rは、受託者の要員の内から、代理人を指定することができる。適宜その代理人へ任務の委譲を行うことができる。 6 CM rは、基本計画策定業務、設計業務、施工業務あるいは維持管理業務を遂行するため、又は欠陥を修復するため、当該プロジェクト関係者に対して必要な指示、承諾、提案、通知を出すことができる。当該プロジェクト関係者は、委託者、CM r又は前項により権限を委任された代理人のみから指示、承諾、提案、7 前項の場合において、CM rが当該プロジェクト関係者に対して行った指示、承諾、提案、通知により問題が発生したときは、CM rは遅滞なく委託者へ報告し、委託者を変えた三者協議を実施する。</p>	<p>(主任担当者) 第10条 受注者は、業務の技術上の管理を行う主任担当者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。主任担当者を変更したときも、同様とする。  2 主任担当者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを主任担当者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。</p>	<p>第9条 乙は、甲に対し、CM業務を統括する者の氏名を通知する。</p>	<p>(管理技術者) 第9条受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。  2 管理技術者は、設計業務の技術上の管理技術者と同一の者であってはならない。 3 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第10条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。 4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。</p>	
<p>地元関係者との交渉等 第12条 地元関係者との交渉等は、委託者が行うものとする。この場合において、委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。 2 前項の場合において、委託者は、当該交渉等に関して生じた受託者の費用を負担しなければならない。</p>	<p>(地元関係者との交渉等) 第11条 削除</p>				

契約書比較対象表

〔土木〕	〔建築〕					
監理業務標準委託契約約款 H29.10 (土木学会)	CM方式活用の手引き(案) H24.06 (建設コンサルタント協会)	発注者支援業務 H29.09 (国土交通省)	地方公共団体のCM方式活用マニュアル試案 H14.12 (CM方式導入促進方策研究会 建設業振興基金)	CM業務委託契約約款(CMの契約のあり方に関する研究会資料) H21.06	建築工事監理業務委託契約書 H29.08 (国土交通省)	
<p>(土地への立入り)</p> <p>第10条 監理業務受託者が監理業務契約図書に定めるところにより、この契約の履行のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、監理業務委託者がその承諾を得るものとする。この場合において、監理業務委託者の指示があるときは、監理業務受託者はこれに協力しなければならない。</p>	<p>(土地への立入り)</p> <p>第13条 受託者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、委託者は、当該第三者等の承諾を得るものとする。この場合において、委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。</p>	<p>(土地、建物等への立入り)</p> <p>第12条 受注者は、調査等のために第三者が使用する土地、建物等に立ち入る場合においては、あらかじめ当該土地、建物等の所有者等の承諾を得なければならない。</p>				
<p>(監理業務管理技術者等に対する措置請求)</p> <p>第11条 監理業務委託者は、監理業務管理技術者又は監理業務受託者の使用人若しくは第7条第2項の規定により監理業務受託者から監理業務を委託された者がその監理業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、監理業務受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 監理業務受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から〇日以内に監理業務委託者に通知しなければならない。</p> <p>〔注〕 〇の部分には、原則として「10」を記入する。</p> <p>3 監理業務受託者は、監理業務調査職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、監理業務委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>4 監理業務委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から〇日以内に監理業務受託者に通知しなければならない。</p> <p>〔注〕 〇の部分には、原則として「10」を記入する。</p>	<p>(CM等に対する措置請求)</p> <p>第14条 委託者は、受託者のCM及びその要員がその業務の執行につき著しく不適当と認めるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について当該請求を受けた日から〇日以内に委託者に通知しなければならない。</p> <p>3 受託者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不適当と認めるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について当該請求を受け入れた日から〇日以内に受託者に通知しなければならない。</p>	<p>(主任担当者等に対する措置請求)</p> <p>第13条 発注者は、主任担当者又は受注者の使用人若しくは第7条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。</p>			<p>(管理技術者等に対する措置請求)</p> <p>第10条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第7条第2項の規定により受注者から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。</p>	
<p>(履行報告)</p> <p>第12条 監理業務受託者は、監理業務契約図書に定めるところにより、この契約の履行について監理業務委託者に報告しなければならない。</p>	<p>第15条 受託者は、業務仕様書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。</p>	<p>(履行報告)</p> <p>第14条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。</p>	<p>(乙の説明・報告義務)</p> <p>第10条 乙は、この契約に定めがある場合、又は甲の請求があるときは、CM業務の進捗状況について、甲に説明・報告しなければならない。</p> <p>2 乙は、CM業務に関して、甲・乙以外の第三者から苦情、異議などを受けた場合には、直ちに甲に報告しなければならない。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、乙は、甲に帰属すべき義務もしくは債務が発生し、又は甲に重要な影響を与えるべき事象が発生したことを知った場合には、直ちに甲に報告しなければならない。</p>	<p>(乙の説明・報告義務)</p> <p>第10条 乙は、この契約に定めがある場合、又は甲の請求があるときは、CM業務の進捗状況について、甲に説明・報告しなければならない。</p>	<p>(履行報告)</p> <p>第11条 受注者は、工事監理仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。</p>	
			<p>⑦ 【甲の指示】</p> <p>注：甲が自ら設計者、施工者等に指示をする場合は、削除する。</p> <p>第11条 甲は、乙の報告に基づき、本件プロジェクト関係者に対し、必要な指示を行う。</p> <p>2 前項の定めにかかわらず、甲が乙に前項に定める指示を行うことを乙に命じた場合は、乙はこれに従い、本件プロジェクト関係者に対し、甲から指示を受けた範囲内において、必要な指示を</p> <p>3 前項の場合において、甲は、本件プロジェクト関係者に対し、乙が本件プロジェクト関係者に対し指示できる内容を、明示しなければならない。</p> <p>【設計業務への関与】</p> <p>注：甲が、乙からの依頼又は報告に基づき、設計者又は施工者に対して指示を行う場合は、CM業務委託書においてCM業務の明確化を図ることを前提に、第12条から第14条までを、削除す</p> <p>第12条 乙は、設計者が建築設計業務委託契約を履行するにあたり、設計者に対し、必要に応じて指示を行うことができる。</p> <p>2 前項の場合において、乙が設計者に対して指示を行ったが、設計者が従わなかったときは、その旨を遅滞なく甲に通知し、甲と協議しなければならない。</p>			
			<p>【設計図書への意見陳述】</p> <p>第13条 乙は、甲又は設計者から設計図書が完成した旨の通知を受けた場合、乙は甲に対し、必要に応じて意見を述べることができる。</p>			
			<p>【建設工事への関与】</p> <p>第14条 乙は、甲、監理者、及び施工者に対し、この契約の建設工事の履行状況に応じ、必要に応じて指示を行うことができる。</p> <p>2 前項の場合において、乙が監理者、及び施工者に対して指図を行ったが従わなかったときは、その旨を遅滞なく甲に通知し、甲と協議しなければならない。</p>			
			<p>【建設工事完成の承認】</p> <p>第17条 本プロジェクトにおけるすべての施工者が建設工事を完成させた場合、乙は、監理者及び甲とともにその検査に立ち会わなければならない。</p> <p>2 前項において、乙は、その検査の合否の判定について、監理者に対して意見を述べなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、監理者が、乙の意見を受け入れなかった場合には、その旨を遅滞なく甲に通知しなければならない。その通知を怠った場合には、そのことにより甲に生じた損害は乙が負担する。</p>			
		<p>(庁舎等の使用)</p> <p>第15条 削除</p>				
		<p>(物品等の調達)</p> <p>第16条 受注者は、次条に規定する貸与品等を除き、自己の負担と責任において、業務の履行に必要な物品等を確保しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、自己の負担と責任において確保することができない場合は、発注者との貸借契約に基づき借り受けることができる。</p>				

契約書比較対象表

〔土木〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕
<p>監理業務標準委託契約約款 H29.10 (土木学会)</p> <p>(貸与品等) 第13条 監理業務委託者が監理業務受託者に貸与し、又は支給する図面その他監理業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。 )の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、監理業務契約図書に定めるところによる。 2 監理業務受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から〇日以内に、監理業務委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。 〔注〕 〇の部分には、原則として「7」を記入する。 3 監理業務受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 4 監理業務受託者は、監理業務契約図書に定めるところにより、監理業務の完了、監理業務契約図書の変更等によって不用となった貸与品等を監理業務委託者に返還しなければならない。 5 監理業務受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくははき損じ、又はその返還が不可能となったときは、監理業務委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。</p>	<p>CM方式活用の手引き(案) H24.06 (建設コンサルタンツ協会)</p> <p>(貸与品等) 第18条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。 )の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、業務仕様書に定めるところによる。 2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。 3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 4 受託者は、業務仕様書に定めるところにより、業務の完了、業務仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。 5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくははき損じ、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。 6 委託者は、マネジメント業務の実施を遂行させるために使用する事務所(以下「管理用事務所」という。 )として、業務仕様書に示す委託者の施設の一部をCMrの要員に無償で使用させるものとする。</p>	<p>発注者支援業務 H29.09 (国土交通省)</p> <p>(貸与品等) 第17条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。 )の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくははき損じ、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。</p>	<p>地方公共団体のCM方式活用マニュアル試案 H14.12 (CM方式導入促進方策研究会 建設業振興基金)</p> <p>CM業務委託契約約款(CMの契約のあり方に関する研究会資料) H21.06</p>	<p>CM業務委託契約約款(CMの契約のあり方に関する研究会資料) H21.06</p>	<p>建築工事監理業務委託契約書 H29.08 (国土交通省)</p> <p>(貸与品等) 第10条発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第7条第2項の規定により受注者から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきこと 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 4 受注者は、工事監理仕様書に定めるところにより、業務の完了、工事監理仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。 第10条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第7条第2項の規定により受注者から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきこと</p>
<p>(監理業務契約図書と業務内容が一致しない場合の履行責任) 第14条 監理業務受託者は、監理業務の内容が監理業務契約図書又は監理業務委託者の指示若しくは監理業務委託者と監理業務受託者との協議の内容に適合しない場合において、監理業務調査職員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監理業務委託者の指示によるときその履行を請求したときは、当該請求に帰すべき事由によるときは、監理業務委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は監理業務受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>CM業務における矛盾等の解消 第17条 業務仕様書、委託者と受託者との協議の内容、もしくは委託者の受託者に対する指示が相互に矛盾し、又はそれぞれの内容が不十分もしくは不適切であることが判明した場合、委託者及び受託者は、すみやかに協議をしてその矛盾等を解消しなければならない。  2 前項の場合において協議が成立し矛盾等が解消したときは、受託者は、その協議内容にしたがってCM業務を遂行しなければならない。この場合において、受託者は、委託者に対し、その矛盾等が委託者の責めに帰すべき事由によるときは必要と認められる履行期間及びCM業務費用の変更並びに受託者が損害を受けているときはその賠償を、委託者と受託者の双方の責めに帰すことのできない事由によるときは必要と認められる履行期間及びCM業務費用の変更を請求することができる。</p>	<p>(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務) 第18条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>〔CM業務における矛盾等の解消〕 第20条CM業務委託書、甲乙協議の内容、もしくは甲の指示が相互に矛盾し、又はそれぞれの内容が不十分もしくは不適切であることが判明した場合、甲及び乙は、速やかに協議してその矛盾等を解消しなければならない。  2 前項の場合において協議が成立し矛盾等が解消したときは、乙は、その協議内容に従ってCM業務を遂行しなければならない。この場合において、乙は、甲に対し、その矛盾等が甲の責めに帰すべき事由によるときは必要と認められる履行期間及びCM業務報酬の変更並びに乙が損害を受けているときはその賠償を、甲乙双方の責めに帰すことのできない事由によるときは必要と認められる履行期間又はCM業務報酬の変更を請求することができる。</p>	<p>(CM業務における矛盾等の解消) 第12条 CM業務委託書、甲乙協議の内容、もしくは申の乙に対する指示が相互に矛盾し、又はそれぞれの内容が不十分もしくは不適切であることが判明した場合、甲及び乙は、すみやかに協議をしてその矛盾等を解消しなければならない。  2 前項の場合において協議が成立し矛盾等が解消したときは、乙は、その協議内容に従ってCM業務を遂行しなければならない。この場合において、乙は、甲に対し、その矛盾等が甲の責めに帰すべき事由によるときは必要と認められる履行期間及びCM業務報酬の変更並びに乙が損害を受けているときはその賠償を、甲乙双方の責めに帰すことのできない事由によるときは必要と認められる履行期間及びCM業務報酬の変更を請求することができる。</p>	<p>(監理業務契約図書と業務内容が一致しない場合の履行責任) 第13条受注者は、業務の内容が工事監理仕様書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>
<p>(条件変更等) 第15条 監理業務受託者は、監理業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監理業務委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。 ) 二 監理業務契約図書に誤謬又は脱漏があること。 三 監理業務契約図書の表示が明確でないこと。 四 履行上の制約等監理業務契約図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。 五 監理業務契約図書に明示されていない履行条件について予想することのできない特別な状態が生じたこと。 2 監理業務委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、監理業務受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、監理業務受託者が立会いに応じない場合には、監理業務受託者の立会いを得ずに行うことができる。 3 監理業務委託者は、監理業務受託者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。 )をとりまとめ、調査の終了後〇日以内に、その結果を監理業務受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、監理業務受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、監理業務委託者は、監理業務契約図書の訂正又は変更を行わなければならない。 5 前項の規定により監理業務契約図書の訂正又は変更が行われた場合において、監理業務委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は監理業務受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>(条件変更等) 第19条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。 ) 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。 三 設計図書の表示が明確でないこと。 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。 五 設計図書に明示されていない履行条件について予想することのできない特別な状態が生じたこと。 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。  3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。 )をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を発注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>(条件変更等) 第19条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。 ) 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。 三 設計図書の表示が明確でないこと。 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。 五 設計図書に明示されていない履行条件について予想することのできない特別な状態が生じたこと。 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。  3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。 )をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を発注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>(条件変更等) 第19条甲は、必要があると認めるときは、CM業務委託書、甲乙協議の内容、又はすでにした甲の指示に関して、乙に通知して、追加又は変更をすることができる。この場合において、乙は、甲に対し、その理由を明示するうえ、必要と認められる履行期間及びCM業務報酬の変更並びに乙が損害を受けているときはその賠償を請求することができる。</p>	<p>(条件変更等) 第11条 甲は、CM業務の内容、履行期間、甲乙協議の内容、又は甲の乙に対する指示(以下、本条において「CM業務の内容など」という)を追加又は変更しようとする場合は、CM業務の遂行上の影響、CM業務報酬の変更、CM業務の再委託などについて乙と協議しなければならない。 2 前項に定める場合のほか、CM業務の内容などを変更する必要があると認められる場合は、甲及び乙は、すみやかにCM業務の遂行上の影響、CM業務報酬の変更、CM業務の再委託などについて協議しなければならない。</p>	<p>(条件変更等) 第14条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。 一 仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。 ) 二 工事監理仕様書に誤謬又は脱漏があること。 三 工事監理仕様書の表示が明確でないこと。 四 履行上の制約等工事監理仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。 五 工事監理仕様書に明示されていない履行条件について予想することのできない特別な状態が生じたこと。 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。  3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。 )をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を発注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、工事監理仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。 5 前項の規定により工事監理仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>
<p>(監理業務契約図書等の変更) 第16条 監理業務委託者は、必要があると認めるときは、監理業務契約図書又は監理業務に関する指示(以下この条及び第18条において「監理業務契約図書等」という。 )の変更内容を監理業務受託者に通知して、監理業務契約図書等を変更することができる。この場合において、監理業務委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は監理業務受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>(CM業務内容等の追加・変更等) 第16条 委託者は、CM業務の内容、履行期間、委託者と受託者との協議の内容、業務仕様書、又は委託者の受託者に対する指示(以下、本条において「CM業務の内容など」という)を追加又は変更しようとする場合は、CM業務の遂行上の影響、CM業務費用の変更、CM業務の再委託などについて受託者と協議しなければならない。</p>	<p>(設計図書等の変更) 第20条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下この条及び第22条において「設計図書等」という。 )の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>〔CM業務委託書等追加・変更等〕 第19条甲は、必要があると認めるときは、CM業務委託書、甲乙協議の内容、又はすでにした甲の指示に関して、乙に通知して、追加又は変更をすることができる。この場合において、乙は、甲に対し、その理由を明示するうえ、必要と認められる履行期間及びCM業務報酬の変更並びに乙が損害を受けているときはその賠償を請求することができる。</p>	<p>(CM業務内容等の追加・変更等) 第11条 甲は、CM業務の内容、履行期間、甲乙協議の内容、又は甲の乙に対する指示(以下、本条において「CM業務の内容など」という)を追加又は変更しようとする場合は、CM業務の遂行上の影響、CM業務報酬の変更、CM業務の再委託などについて乙と協議しなければならない。 2 前項に定める場合のほか、CM業務の内容などを変更する必要があると認められる場合は、甲及び乙は、すみやかにCM業務の遂行上の影響、CM業務報酬の変更、CM業務の再委託などについて協議しなければならない。</p>	<p>(工事監理仕様書等の変更) 第15条発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事監理仕様書又は業務に関する指示(以下この条及び第17条において「工事監理仕様書等」という。 )の変更内容を受注者に通知して、工事監理仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>
			<p>〔CM業務の変更〕 第21条 乙の責に帰すことのできない事由により、設計が変更され又は工事現場の状況が変化するなどしたためCM業務の内容を変更する必要があると認められる場合、甲及び乙は、速やかにCM業務内容及びCM業務報酬の変更について協議しなければならない。 2 前項の場合において、甲乙の協議が成立するまでの間、乙は、甲に通知して、必要と認められるCM業務を行うことができる。この場合において、乙は、甲に対し、理由を明示して、必要と認められる履行期間又はCM業務報酬を請求することができる。</p>		

契約書比較対象表

〔土木〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕
監理業務標準委託契約約款 H29.10 (土木学会)	CM方式活用の手引き(案) H24.06 (建設コンサルタツ協会)	発注者支援業務 H29.09 (国土交通省)	地方公共団体のCM方式活用マニュアル試案 H14.12 (CM方式導入促進方策研究会 建設業振興基金)	CM業務委託契約約款(CMの契約のあり方に関する研究会資料) H21.06	建築工事監理業務委託契約書 H29.08 (国土交通省)
<p>(監理業務の中止)</p> <p>第17条 監理業務委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を監理業務受託者に通知して、監理業務の全部又は一部を一時中止させることができる。</p> <p>2 監理業務委託者は、前項の規定により監理業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は監理業務受託者が業務の続行に備え監理業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは監理業務受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>(業務の中止)</p> <p>第19条 CM業務の履行における現場業務を行う場合、下記の事由により受託者が業務を遂行することができないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部または一部を一時中止させなければならない。</p> <p>一 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないとき</p> <p>二 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下、「天災等」という。)により現場状況が著しく変動したとき</p> <p>2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。</p> <p>3 委託者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくはCM業務費用を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>(業務の中止)</p> <p>第21条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>(CM業務における甲の中止権)</p> <p>第29条甲は、必要があると認めるときは、乙に書面をもって通知して、CM業務の全部又は一部の中止を請求することができる。</p> <p>2 甲は、前項により中止されたCM業務を再開させようとする場合、その旨を乙に書面をもって通知しなければならない。</p> <p>3 乙は前項の通知を受けた場合、甲に書面をもって通知して、CM業務を再開しなければならない。</p> <p>4 前項においてCM業務が再開された場合、乙は、甲に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間及びCM業務報酬の変更並びに乙が損害を受けているときは、その賠償を請求することができる。</p>		<p>(業務の中止)</p> <p>第16条発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>
			<p>(CM業務における乙の中止権)</p> <p>第30条 乙は、次の各号の一に該当する場合、相当の期間を定めて催告しても甲がその状況を是正しないときは、甲に書面をもって通知して、CM業務の全部又は一部を中止することができる。</p> <p>一 甲の責に帰すべき事由により、甲がこの契約に従って支払うべきCM業務報酬の全部又は一部の支払を遅滞したとき。</p> <p>二 甲の責に帰すべき事由により、CM業務が遅滞したとき。</p> <p>2 甲が前項第一号の支払の提供をし、又は第二号の定める事由が解消したときは、乙は、甲の請求に応じ又は自ら甲に書面をもって通知して、CM業務を再開しなければならない。この場合において、乙は、甲に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間及びCM業務報酬の変更並びに乙が損害を受けているときは、その賠償を請求することができる。</p>		
<p>(監理業務に係る監理業務受託者の提案)</p> <p>第18条 監理業務受託者は、監理業務契約図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、監理業務委託者に対して、当該発見又は発案に基づき監理業務契約図書等の変更を提案することができる。</p> <p>2 監理業務委託者は、前項に規定する監理業務受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、監理業務契約図書等の変更を監理業務受託者に通知するものとする。</p> <p>3 監理業務委託者は、前項の規定により監理業務契約図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。</p>	<p>(業務に係る受託者の提案)</p> <p>第20条 受託者は、当該業務に係わる業務仕様書について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき業務仕様書の変更を提案することができる。</p> <p>2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、業務仕様書の変更を受託者に通知するものとする。</p> <p>3 委託者は、前項の規定により業務仕様書が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又はCM業務費用を変更しなければならない。</p>	<p>(業務に係る受注者の提案)</p> <p>第22条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。</p> <p>2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。</p> <p>3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。</p>	<p>(CM業務に係る提案)</p> <p>第18条 A案 乙は、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づきCM業務の変更を提案することができる。</p> <p>2 前項の場合において、必要があると認められる場合、甲及び乙は、速やかにCM業務の内容及びCM業務報酬の変更について協議しなければならない。このとき、甲は、乙に対し、必要があると認められる場合は、履行期間又はCM業務報酬を変更しなげB案 乙は、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づきCM業務の変更を提案し、あらかじめ甲の承諾を得て、設計者、施工者に対して変更等の指示をすることができる。</p> <p>2 前項の場合において、設計者が、乙の設計図書の変更等に関する指図に従わなかったときは、その旨を遅滞なく甲に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の場合において、必要があると認められる場合、甲及び乙は、速やかにCM業務の内容及びCM業務報酬の変更について協議しなければならない。このとき、甲は乙に対し、必要があると認められる場合は、履行期間又はCM業務報酬を変更しなげなければならない。</p>		<p>(業務に係る受注者の提案)</p> <p>第17条受注者は、工事監理仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき工事監理仕様書等の変更を提案することができる。</p> <p>2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、工事監理仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。</p>
<p>(監理業務受託者の請求による履行期間の延長)</p> <p>第19条 監理業務受託者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に監理業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により監理業務委託者に履行期間の延長及び業務委託料の増額を請求することができる。</p> <p>2 監理業務委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。監理業務委託者は、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は監理業務受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>(受託者の請求によるCM業務の履行期間の延長)</p> <p>第21条 受託者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内にCM業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に履行期間の延長及びCM業務費用の増額を請求することができる。</p>	<p>(受注者の請求による履行期間の延長)</p> <p>第23条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>		<p>(乙の請求によるCM業務の履行期間の延長)</p> <p>第13条 乙は、乙の責めに帰すことができない事由により履行期間内にCM業務を完了することができないときは、甲に対し、その理由を明示して、必要と認められる履行期間の延長及びCM業務報酬の増額を請求することができる。</p>	<p>(受注者の請求による履行期間の延長)</p> <p>第18条受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>
<p>(監理業務委託者の請求による履行期間の短縮等)</p> <p>第20条 監理業務委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を監理業務受託者に請求することができる。</p> <p>2 監理業務委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について監理業務受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。</p> <p>3 監理業務委託者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は監理業務受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>(履行期間の変更方法)</p> <p>第21条 履行期間の変更については、監理業務委託者と監理業務受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、監理業務委託者が定め、監理業務受託者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、監理業務委託者が監理業務受託者の意見を聴いて定め、監理業務受託者に通知するものとする。ただし、監理業務委託者が履行期間の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては、監理業務委託者が履行期間の変更の請求を受けた日)から〇日以内に協議開始の日を通知しない場合には、監理業務受託者は、協議開始の日を定め、監理業務委託者に通知することができる。</p>	<p>(発注者の請求による履行期間の短縮等)</p> <p>第24条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。</p> <p>2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。</p> <p>3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>(履行期間の変更方法)</p> <p>第25条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第25条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p>	<p>(発注者の請求による履行期間の短縮等)</p> <p>第24条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。</p> <p>2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。</p> <p>3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>(履行期間の変更方法)</p> <p>第25条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第25条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p>			<p>(発注者の請求による履行期間の短縮等)</p> <p>第19条発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。</p> <p>2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。</p> <p>3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>第20条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>[注] 〇の部分には、原則として、「14」と記入する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第18条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p>

契約書比較対象表

〔土木〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕
監理業務標準委託契約約款 H29.10 (土木学会)	CM方式活用の手引き(案) H24.06 (建設コンサルタンツ協会)	発注者支援業務 H29.09 (国土交通省)	地方公共団体のCM方式活用マニュアル試案 H14.12 (CM方式導入促進方策研究会 建設業振興基金)	CM業務委託契約約款(CMの契約のあり方に関する研究会資料) H21.06	建築工事監理業務委託契約書 H29.08 (国土交通省)
			〔CM業務の変更方法〕 第22条 CM業務の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議の日から14日以内に協議が調わない場合は、甲が定め、乙に通知する。 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が、変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。		
〔業務委託料の変更方法等〕 第22条 業務委託料の変更については、監理業務委託者と監理業務受託者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、監理業務委託者が定め、監理業務受託者に通知する。 2 前項の協議開始の日については、監理業務委託者が監理業務受託者の意見を聴いて定め、監理業務受託者に通知するものとする。ただし、監理業務委託者が契約金額の変更事由が生じた日から〇日以内に協議開始の日を通知しない場合には、監理業務受託者は、協議開始の日を定め、監理業務委託者に通知することができる。 3 この契約約款の規定により、監理業務受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に監理業務委託者が負担する必要な費用の額については、監理業務委託者と監理業務受託者と		〔業務委託料の変更方法等〕 第26条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とは協議して定める。			〔業務委託料の変更方法等〕 第21条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 〔注〕〇の部分には、原則として、「14」を記入する。 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とは協議して定める。
			〔CM業務報酬の増額〕 第25条 乙の責に帰すべきことができない事由により、工期が延長された又は工事が工期限内に完了しない場合、乙は、甲に対し、CM業務報酬につき、理由を明示して、必要と認められる増額を請求することができる。		
〔臨機の措置〕 第23条 監理業務受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、監理業務受託者は、あらかじめ、監理業務委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。 2 前項の場合においては、監理業務受託者は、そのとった措置の内容を監理業務委託者に直ちに報告しなければならない。 3 監理業務委託者は、災害防止その他監理業務を行う上で特に必要があると認めるときは、監理業務受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。 4 監理業務受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、監理業務受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと思われる部分については、監理業務委託者がこれを負担する。	〔臨機の措置〕 第22条 受託者は、現場業務を行う場合において、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。 2 前項の場合において、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。 3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者がCM業務受用の範囲において負担することが適当でないと思われる部分については、委託者が実績に基づきこれを負担する。	〔臨機の措置〕 第27条 削除			
〔一般的損害〕 第24条 監理業務の完了前に、監理業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項に規定する損害を除く。)については、監理業務受託者がその費用を負担する。ただし、その損害(監理業務契約約款に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち監理業務委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、監理業務委託者が負担する。		〔一般的損害〕 第28条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。	〔一般的損害〕 第15条 CM業務の完了の前に、当該業務を行うにつき生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。		〔一般的損害〕 第22条 業務の完了の前に、業務を行うにつき生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(工事監理仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
〔第三者に及ぼした損害〕 第25条 監理業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、監理業務受託者がその賠償額を負担する。 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(監理業務契約約款に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、監理業務委託者の指示、貸与品等の性状その他監理業務委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、監理業務委託者がその賠償額を負担する。ただし、監理業務受託者が、監理業務委託者の指示又は貸与品等が不適当であること等、監理業務委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。 3 前2項の場合その他監理業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、監理業務委託者及び監理業務受託者は協力してその処理、解決に当たるものとする。		〔第三者に及ぼした損害〕 第29条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。 3 削除 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。			〔第三者に及ぼした損害〕 第23条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(工事監理仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。
		〔不可抗力による損害〕 第30条 削除	〔建設工事に関する損害〕 第16条 施工者が工事請負契約を履行するに際して生じた損害については、乙は何ら責任を負わない。 2 前項の規定は、乙が施工者に与えたる指図に因って生じた場合には、適用しない。ただし、甲又は施工者がその指図の不適当なことを知って告げなかった場合はこの限りではない。		
〔業務委託料の変更に代える設計図書の変更〕 第26条 監理業務委託者は、第14条から第20条まで、又は第24条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、監理業務委託者と監理業務受託者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、監理業務委託者が定め、監理業務受託者に通知する。 2 前項の協議開始の日については、監理業務委託者が監理業務受託者の意見を聴いて定め、監理業務受託者に通知しなければならない。ただし、監理業務委託者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から〇日以内に協議開始の日を通知しない場合には、監理業務受託者は、協議開始の日を定め、監理業務委託者に通知することができる。 〔注〕〇の部分には、原則として「7」を記入する。		〔業務委託料の変更に代える設計図書の変更〕 第31条 発注者は、第8条、第18条から第24条まで、又は第28条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。			〔業務委託料の変更に代える設計図書の変更〕 第24条 発注者は、第13条から第19条まで、又は第22条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて工事監理仕様書を変更することができる。この場合において、工事監理仕様書の変更内容は、発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

契約書比較対象表

〔土木〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕
<p>監理業務標準委託契約約款 H29.10 (土木学会)</p> <p>(検査) 第27条 監理業務受託者は、監理業務を完了したときは、その旨を監理業務委託者に通知しなければならない。</p> <p>2 監理業務委託者又は監理業務委託者が検査を行う者として定めた職員（以下「監理業務検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から〇日以内に監理業務受託者の立会いの上、監理業務契約図書に定めるところにより、監理業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を監理業務委託者に通知しなければならない。 [注] ○の部分には、原則として「10」を記入する。</p> <p>②</p> <p>成果品の引き渡し規定なし</p> <p>3 監理業務受託者は、監理業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して監理業務委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を監理業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。</p>	<p>CM方式活用の手引き(案) H24.06 (建設コンサルタンツ協会)</p> <p>(検査及び引渡し) 第23条 受託者は、業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。</p> <p>2 委託者又は委託者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、第1項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受託者の立会いの上、業務仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。</p> <p>3 委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が業務仕様書に定められた成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。</p> <p>4 委託者は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しをCM業務費用の支払の完了と同時にすることを請求することができる。この場合においては、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。</p> <p>5 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。</p>	<p>発注者支援業務 H29.09 (国土交通省)</p> <p>(検査及び引渡し) 第32条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。</p> <p>4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にすることを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。</p> <p>5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。</p>	<p>地方公共団体のCM方式活用マニュアル試案 H14.12 (CM方式導入促進方策研究会 建設業振興基金)</p> <p>(CM業務の検査) 第23条 乙は、CM業務を完了したときは、その旨を甲に通知し、その通知後相当期間内に報告書を甲に提出のうえ、必要な説明を行わなければならない。</p> <p>2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いのうえ、CM業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。</p> <p>3 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちに履行して甲の検査を受けなければならない。</p>	<p>CM業務委託契約約款(CMの契約のあり方に関する研究会資料) H21.06</p> <p>(検査及び引渡し) 第25条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、工事監理仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。</p> <p>4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にすることを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。</p> <p>5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にすることを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。</p>	<p>建築工事監理業務委託契約書 H29.08 (国土交通省)</p> <p>(検査及び引渡し) 第25条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、工事監理仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。</p> <p>4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にすることを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。</p> <p>5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にすることを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。</p>
<p>(業務委託料の支払い) 第28条 監理業務受託者は、前条第2項（前条第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。</p> <p>2 監理業務委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から〇日以内に業務委託料を支払わなければならない。</p> <p>3 監理業務委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。</p>	<p>(CM業務費用の支払) 第24条 受託者は、前条第2項の検査に合格した場合は、CM業務費用の支払いを委託者に請求することができる。</p> <p>2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内にCM業務費用を支払わなければならない。</p> <p>3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査した日までの期間の日数は、前項の期間（以下本条において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合においては、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。</p>	<p>(業務委託料の支払い) 第33条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。</p> <p>3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合においては、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。</p>	<p>(CM業務報酬の支払) 第24条 乙は、甲に対し、前条第2項の検査に合格したときは、契約書において定めたCM業務報酬を請求することができる。</p> <p>3 甲は、乙から第1項又は第2項に基づく請求があった場合は、請求を受けた日から30日以内に業務報酬を支払わなければならない。</p> <p>4 甲がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下、「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。</p> <p>2 甲乙双方の責に帰することができない事由により乙がCM業務を行うことができなくなった場合、乙は、甲に対し、すでに履行した各業務の割合に応じて各業務報酬を請求することができる。</p>	<p>(CM業務報酬の支払) 第14条 甲は、乙に対し、契約書において定めたCM業務報酬をCM業務完了後すみやかに支払う。ただし、契約書において別段の定めをしたときは、この限りでない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。</p> <p>3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。</p> <p>2 甲乙双方の責に帰することができない事由によって途中でCM業務を行うことができなくなった場合、乙は、甲に対し、既に履行した業務の割合に応じて業務報酬を請求することができる。</p>	<p>(業務委託料の支払い) 第26条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。</p> <p>3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。</p>
<p>⑩</p>		<p>(引渡し前における成果物の使用) 第34条 発注者は、第32条第3項若しくは第4項又は第36条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。</p> <p>2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。</p> <p>3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。</p>			
<p>(既済部分払) 第29条 監理業務受託者は、監理業務の完了前に、監理業務受託者が既に監理業務を完了した部分について、次項から第6項までに定めるところにより、部分払を請求することができる。ただし、この請求は、監理業務契約図書記載の〇回（若しくは年〇回）の回数を超えることができない。 [注] 部分払を行わない場合には、この条を削除する。</p> <p>2 監理業務受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既済部分の確認を監理業務委託者に請求しなければならない。</p> <p>3 監理業務委託者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から〇日以内に、監理業務受託者の立会いの上、監理業務契約図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該検査の結果を監理業務委託者に通知しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、監理業務受託者の負担とする。</p> <p>5 部分払金の額は、当該請求にかかる部分について監理業務委託者と監理業務受託者とが協議して定める。ただし、委託者が第3項の通知をした日から〇日以内に協議が整わない場合には、監理業務委託者が定め、監理業務受託者に通知する。 [注] ○の部分には、原則として「10」を記入する。</p> <p>6 監理業務受託者は、第3項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、監理業務委託者は、当該請求を受けた日から〇日以内に部分払金を支払わなければならない。 [注] ○の部分には、原則として「14」を記入する。</p>	<p>(部分払い) 第28条 受託者は、業務の完了前に出来形部分に相応するCM業務費用相当額について、次項から第6項までに定めるところにより部分払いを請求することができる。ただし、この請求は、期間中〇回を超えることができない。</p> <p>2 受託者は、部分払いを請求しようとするときは、第3条に従い、あらかじめ委託者による部分払い請求計画書の承認を受けた上で、当該請求に係る出来形部分の確認を甲に請求しなければならない。</p> <p>3 委託者は、前項の場合においては、当該請求を受けた日から10日以内に、受託者の立会いの上、CM業務計画書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受託者に通知しなければならない。</p> <p>4 前項の場合においては、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。</p> <p>5 受託者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払いを請求することができる。この場合においては、委託者は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。（第24条第2項中「CM業務費用」とあるのは「部分払金」と読み替えて、これらの規定を準用する。）</p> <p>6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項のCM業務費用相当額は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、委託者が第3項の通知をした日から30日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。 (例) 部分払金の額 ≤ (CM業務費用相当額 - 前払金 - 部分払済金額) × (〇 / 10)</p>	<p>(部分払) 第35条 受注者は、業務の完了前に、受注者が既に業務を完了した部分（次条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）に相応する業務委託料相当額の10分の9以内額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中回を超えてすることができる。ただし、この請求は、履行期間中回を超えてはならない。</p> <p>2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。</p> <p>3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項の通知にあわせて第1項の業務委託料相当額の協議を申し出た日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 部分払金の額 ≤ 第1項の業務委託料相当額 × (9 / 10)</p> <p>6 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。</p> <p>7 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をずる場合においては、第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。</p>			<p>(部分払) 第27条 受注者は、業務の完了前に、出来形部分に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中〇回を超えることができない。 [注] 部分払を行わない場合には、この条を削除する。</p> <p>2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。</p> <p>3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、工事監理仕様書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。</p> <p>6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項の通知をした日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 部分払金の額 ≤ 第1項の業務委託料相当額 × (9 / 10)</p> <p>[注] ○の部分には、原則として、「10」と記入する。</p> <p>7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をずる場合においては、第1項及び第6項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。</p>



契約書比較対象表

〔土木〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕
監理業務標準委託契約約款 H29.10 (土木学会)	CM方式活用の手引き(案) H24.06 (建設コンサルタツ協会)	発注者支援業務 H29.09 (国土交通省)	地方公共団体のCM方式活用マニュアル試案 H14.12 (CM方式導入促進方策研究会 建設業振興基金)	CM業務委託契約約款(CMの契約のあり方に関する研究会資料) H21.06	建築工事監理業務委託契約書 H29.08 (国土交通省)
		<p>(部分引渡し) 第36条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第32条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を2前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第32条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。 3 前2項の規定により準用される第33条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第一号中「指定部分に相当する業務委託料」及び第二号中「引渡部分に相当する業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前2項において準用する第32条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、一 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料指定部分に相当する業務委託料 二 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料引渡部分に相当する業務委託料</p>			
	<p>(前払金) ⑨ 第25条 受託者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下本条及び次条において「保証事業会社」という。)と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約(以下本条及び次条において「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、業務委託料の10分の〇以内の前払金の支払を委託者に請求することができる。 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から〇日以内に前払金を支払わなければならない。 3 受託者は、CM業務費用が著しく増額された場合においては、その増額後のCM業務費用の10分の〇から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を読み替えて 4 受託者は、CM業務費用が著しく減額された場合においては、受領済みの前払金額が減額後のCM業務費用の10分の〇を超えるときは、受託者は、CM業務費用が減額された日から〇日以内に、その超過額を返還しなければならない。 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、CM業務費用が減額された日から〇日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。 〔注〕〇の部分には、30未満の数字を記入する。 6 委託者は、受託者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 〔注〕〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の率を記入する。</p>				
	<p>(保証契約の変更) 第26条 受託者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければ 2 受託者は、前項に規定する場合のほか、CM業務費用の減額に伴い保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに委託者に寄託しなければならない。 3 受託者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、委託者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。 〔注〕本項は、委託者が保証事業会社に対する履行期間の変更通知を受託者に代理させる場合の条項である。</p>				
	<p>(前払金の使用等) ⑨ 第27条 受託者は、前払金をこの業務の労務費、外注費、交通通信費及び保証料に相当する必要な経費以外の支払に充当してはならない。</p>				
<p>(債務負担行為に係る契約の特則) 第30条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額(以下この条において「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。 年度 円 年度 円 年度 円 2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。 年度 円 年度 円 年度 円 3 監理業務委託者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更すること 4 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合においては、監理業務受託者は、当該会計年度の当初に当該超過額について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、監理業務受託者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。</p>					<p>(国庫債務負担行為に係る契約の特則) 第27条の2 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。 年度 円 年度 円 年度 円 〔注〕第27条の2及び第27条の3は、この契約が国債に基づく場合に使用する。 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。 年度 円 年度 円 年度 円 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。</p>

契約書比較対象表

〔土木〕	〔建築〕				
監理業務標準委託契約約款 H29.10 (土木学会)	CM方式活用の手引き(案) H24.06 (建設コンサルタツ協会)	発注者支援業務 H29.09 (国土交通省)	地方公共団体のCM方式活用マニュアル試案 H14.12 (CM方式導入促進方策研究会 建設業振興基金)	CM業務委託契約約款(CMの契約のあり方に関する研究会資料) H21.06	建築工事監理業務委託契約書 H29.08 (国土交通省)
					<p>(国債に係る契約の部分払の特則)</p> <p>第27条の3 国債に係る契約において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。</p> <p>2 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">年度 回 年度 回 年度 回</p>
<p>(第三者による代理受領)</p> <p>第31条 監理業務受託者は、監理業務委託者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることが2 監理業務委託者は、前項の規定により監理業務受託者が第三者を代理人とした場合において、監理業務受託者の提出する支払請求書に当該第三者が監理業務受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第28条又は第29条の規定に基づく支払いをしなければならない。</p>	<p>(第三者による代理受領)</p> <p>第29条 受託者は、委託者の承諾を得てCM業務費用の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合においては、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第24条(第28条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく支払をしなければならない。</p>	<p>(第三者による代理受領)</p> <p>第37条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条(第36条において準用する場合を含む。)又は第35条の規定に基づく支払いをしなければならない。</p>			<p>(第三者による代理受領)</p> <p>第28条受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第26条又は第27条の規定に基づく支払いをしなければならない。</p>
<p>(部分払金の不払に対する業務中止)</p> <p>第32条 監理業務受託者は、監理業務委託者が第29条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、監理業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、監理業務受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を監理業務委託者に通知しなければならない。2 監理業務委託者は、前項の規定により監理業務受託者が監理業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は監理業務受託者が増加費用を必要とし、若しくは監理業務受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>(前払金・部分払い金の不払に対する受託者の業務中止)</p> <p>第30条 受託者は、第25条又は第28条において読み替えて準用する第24条第2項の規定に基づく支払を委託者が遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず委託者が支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。2 委託者は、前項の規定により受託者が業務を一時中止した場合においては、必要があると認められるときは、履行期間若しくはCM業務費用を変更し、又は受託者の費用が増加し、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。</p>	<p>(部分払等の不払に対する業務中止)</p> <p>第38条 受注者は、発注者が第35条又は第36条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>			<p>(部分払金の不払いに対する受注者の業務中止)</p> <p>第29条 受注者は、発注者が第26条又は第27条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>
	<p>(債務不履行に対する委託者の責任)</p> <p>第32条 受託者は、委託者がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、受託者に損害が生じたときは、委託者に対し、その賠償を請求することができる。ただし、委託者がその責めを帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。</p>		<p>(甲の債務不履行責任)</p> <p>第26条乙は、甲がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その賠償を請求することができる。ただし、甲がその責に帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りでない。</p>	<p>(甲の債務不履行責任)</p> <p>第16条 乙は、甲がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その賠償を請求することができる。ただし、甲がその責めに帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りでない。</p>	
<p>(債務不履行に対する監理業務受託者の責任)</p> <p>第33条 監理業務受託者がこの契約に違反した場合、監理業務委託者は、監理業務受託者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、監理業務受託者がその責めに帰すべからざることを立証したときは、この限りではない。</p> <p>2 前項において監理業務受託者が負うべき責任は、第27条第2項又は第29条第3項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。</p> <p>3 第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第27条の規定により、監理業務が完了した日から〇年以内に行わなければならない。ただし、その違反が監理業務受託者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をできる期間は、監理業務完了の日から〇年とする。</p> <p>[注] 〇の部分には、たとえば「2」と記入する。ただし書きの4 監理業務委託者は、監理業務の完了の際に監理業務受託者のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに監理業務受託者に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、監理業務受託者がその違反があることを知っていたとき5 第1項の規定は、監理業務受託者の契約違反が監理業務契約図書の記載内容、監理業務委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、監理業務受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p>	<p>(債務不履行に対する受託者の責任)</p> <p>第31条 委託者は、受託者がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、受託者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに契約金額を上限として損害の賠償を請求することができる。ただし、受託者がその責めを帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。</p> <p>2 第1項の規定は、受託者の契約違反が業務仕様書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p>		<p>(乙の債務不履行責任)</p> <p>第27条甲は、乙がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、甲に損害が生じたときは、乙に対し、その賠償を請求することができる。ただし、乙がその責に帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りでない。</p>	<p>(乙の債務不履行責任)</p> <p>第15条 甲は、乙がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、甲に損害が生じたときは、乙に対し、その賠償を請求することができる。ただし、乙がその責めに帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りでない。</p>	<p>(債務不履行に対する受注者の責任)</p> <p>第30条 受注者がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、受注者がその責めに帰すべからざることを立証したときは、この限りではない。</p> <p>2 前項において受注者が負うべき責任は、第25条第2項又は第27条第3項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。</p> <p>3 第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第25条第3項又は第4項の規定により工事監理業務が完了した日から本件建築物の工事完成後2年以内に行わなければならない。ただし、その違反が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をできる期間は、工事監理業務完了の日から10年とする。</p> <p>4 発注者は、工事監理業務の完了の際に受注者のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその違反があることを知っていたときは、この限りでない。</p> <p>5 第1項の規定は、受注者の契約違反が工事監理仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p>
		<p>(瑕疵担保)</p> <p>第39条 発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第32条第3項又は第4項(第36条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は3 発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたとき4 第1項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p>			

契約書比較対象表

〔土木〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕
<p>〔土木学會〕</p> <p>監理業務標準委託契約約款 H29. 10</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金等）</p> <p>第34条 監理業務委託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に監理業務を完了することができない場合においては、監理業務委託者は、損害金の支払いを受託者に請求することができる。2 前項の損害金の額は、業務委託料から第29条の規定による部分払に係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額とする。</p> <p>〔注〕 〇の部分には、たとえば「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第8条の率を記入する。</p> <p>3 監理業務委託者の責めに帰すべき事由により、第28条第2項若しくは第29条第6項の規定による業務委託料又は部分払金の支払いが遅れた場合においては、監理業務委託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを監理業務委託者に請求することができる。</p> <p>〔注〕 〇の部分には、たとえば「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第8条の率を記入する。</p>	<p>CM方式活用の手引き（案） H24. 06</p> <p>（建設コンサルタント協会）</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金等）</p> <p>第33条 委託者は、受託者の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、委託者は、損害金の支払いを受託者に請求することができる。2 前項の損害金の額は、CM業務費用から第28条の規定による部分払いに係るCM業務費用を控除した額につき、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額とする。</p> <p>〔注〕 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の率を記入する。</p> <p>3 受託者は、委託者の責に帰すべき事由により、第24条第2項（第28条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によるCM業務費用の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを受託者に請求することができる。</p> <p>〔注〕 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の率を記入する。</p>	<p>発注者支援業務 H29. 09</p> <p>（国土交通省）</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金等）</p> <p>第40条 受注者の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。2 前項の損害金の額は、業務委託料から第36条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>	<p>地方公共団体のCM方式活用マニュアル試案 H14. 12</p> <p>（CM方式導入促進方策研究会 建設業振興基金）</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金等）</p> <p>第28条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。2 前項の損害金の額は、CM業務報酬に遅延日数に応じて、年8.25パーセントの割合を乗じた額とする。</p> <p>3 甲の責に帰すべき事由により、CM業務報酬の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、CM業務報酬に遅延日数に応じて、年8.25パーセントの割合で乗じた額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。</p>	<p>CM業務委託契約約款（CMの契約のあり方に関する研究会資料） H21. 06</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金等）</p> <p>第31条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。2 前項の損害金の額は、業務委託料から第27条の規定による部分払に係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第26条第2項若しくは第27条第5項の規定による業務委託料又は部分払金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>	<p>建築工事監理業務委託契約書 H29. 08</p> <p>（国土交通省）</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金等）</p> <p>第31条 受注者の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。2 前項の損害金の額は、業務委託料から第27条の規定による部分払に係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第26条第2項若しくは第27条第5項の規定による業務委託料又は部分払金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>
<p>（談合等不正行為があった場合の違約金等）</p> <p>第34条 受託者（CM業務共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、CM業務費用（この契約締結後、CM業務費用の変更があった場合には、変更後のCM業務費用）の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）</p> <p>二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行と</p> <p>三 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するも</p> <p>四 この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</p> <p>2 受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。</p> <p>〔注〕 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の率を記入する。</p>	<p>（談合等不正行為があった場合の違約金等）</p> <p>第41条 受注者（設計共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）</p> <p>二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行と</p> <p>三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するも</p> <p>四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</p> <p>2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。</p>	<p>（談合等不正行為があった場合の違約金等）</p> <p>第31条の2 受注者（設計共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）</p> <p>二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行と</p> <p>三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するも</p> <p>四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</p> <p>2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。</p>	<p>〔解除権の行使〕</p> <p>第31条甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。</p> <p>一乙の責に帰すべき事由により、この契約に定める協議が成立しないとき。</p> <p>二乙の責に帰すべき事由により、乙がこの契約に違反し、甲が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。</p> <p>三前各号のほか、乙の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。</p>	<p>（甲の解除権の行使）</p> <p>第17条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。</p> <p>一 乙の責に帰すべき事由により、この契約に定める協議が成立しないとき。</p> <p>二 乙の責に帰すべき事由により、乙がこの契約に違反し、甲が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。</p> <p>三 前各号のほか、乙の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。</p>	<p>（発注者の解除権）</p> <p>第32条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>一 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないとき</p> <p>二 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。</p> <p>四 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成33年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。</p> <p>ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p>
<p>（監理業務委託者の解除権）</p> <p>第35条 監理業務委託者は、監理業務受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>一 正当な理由なく、監理業務に着手すべき期日を過ぎても監理業務に着手しないとき。</p> <p>二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に監理業務が完了しないとき</p> <p>三 監理業務管理技術者を配置しなかったとき。</p> <p>四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。</p> <p>五 監理業務受託者（監理業務受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成33年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という）</p> <p>ロ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>ハ 役員等（監理業務受託者が個人である場合にはその者を、監理業務受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成33年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。</p> <p>ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p>	<p>（委託者の解除権）</p> <p>第35条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。</p> <p>二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないとき</p> <p>三 CMを配置しなかったとき。</p> <p>四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。</p> <p>五 第37条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。</p> <p>六 受託者（受託者がCM業務共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ）が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成33年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。</p> <p>ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p>	<p>（発注者の解除権）</p> <p>第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。</p> <p>二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないとき</p> <p>三 主任担当者を配置しなかったとき。</p> <p>四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。</p> <p>五 第44条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。</p> <p>六 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成33年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。</p> <p>ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p>	<p>〔解除権の行使〕</p> <p>第31条甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。</p> <p>一乙の責に帰すべき事由により、この契約に定める協議が成立しないとき。</p> <p>二乙の責に帰すべき事由により、乙がこの契約に違反し、甲が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。</p> <p>三前各号のほか、乙の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。</p>	<p>（甲の解除権の行使）</p> <p>第17条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。</p> <p>一 乙の責に帰すべき事由により、この契約に定める協議が成立しないとき。</p> <p>二 乙の責に帰すべき事由により、乙がこの契約に違反し、甲が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。</p> <p>三 前各号のほか、乙の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。</p>	<p>（発注者の解除権）</p> <p>第32条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>一 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないとき</p> <p>二 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。</p> <p>四 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成33年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。</p> <p>ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p>

## 契約書比較対象表

参考資料

〔土木〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕
<p style="text-align: center;">監理業務標準委託契約約款 H29.10 (土木学会)</p> <p>リ 監理業務受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、監理業務委託者が監理業務受託者に対して当該契約の解除を求め、監理業務受託者がこれに従わなかったと</p> <p>2 監理業務委託者は、監理業務受託者が第37条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができる。</p>	<p style="text-align: center;">CM方式活用の手引き(案) H24.06 (建設コンサルタンツ協会)</p> <p>ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。</p> <p>2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。</p>	<p style="text-align: center;">発注者支援業務 H29.09 (国土交通省)</p> <p>ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p> <p>七 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第22条第1項各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。</p>	<p style="text-align: center;">地方公共団体のCM方式活用マニュアル試案 H14.12 (CM方式導入促進方策研究会 建設業振興基金)</p>	<p style="text-align: center;">CM業務委託契約約款(CMの契約のあり方に関する研究会資料) H21.06</p> <p>①乙の責めに帰すべき事由により、この契約に定める協議が成立しないとき。 ②乙の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約に違反し、甲が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。 ③前各号のほか、乙の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。</p>	<p style="text-align: center;">建築工事監理業務委託契約書 H29.08 (国土交通省)</p> <p>ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p> <p>2 発注者は、受注者が、第34条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たときは、契約を解除することができる。</p>
<p>(契約が解除された場合等の違約金) 第35条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、監理業務委託者は、請負代金額の10分の〇に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合 二 監理業務受託者がその債務の履行を拒否し、又は監理業務受託者の責めに帰すべき事由によって監理業務受託者の債務について履行不能となった場合 〔注〕 〇の部分には、たとえば「1」と記入する。 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。 一 監理業務受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人契約が解除された場合 二 監理業務受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された再生債務者等 3 第1項の場合（前条第5号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、監理業務委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。</p>	<p>(第35条委託者の解除権)より 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受託者は、CM業務費用の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。</p>	<p>(第31条 解除権の行使)より 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙のCM業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって通知して、この契約を解除することができる。</p>	<p>(甲の解除権の行使) 第17条 2 前項に規定する場合のほか、甲はCM業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって通知してこの契約を解除すること</p>	<p>(発注者の任意解除権) 第33条発注者は、業務が完了するまでの間は、第32条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</p>	
<p>(監理業務委託者の任意解除権) 第36条 監理業務委託者は、監理業務が完了するまでの間は、第35条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。 2 監理業務委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより監理業務受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</p>	<p>(委託者の解除権の留保) 第36条 委託者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。 2 委託者は、前項の規定により契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</p>	<p>(第31条 解除権の行使)より 第43条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</p>	<p>(第31条 解除権の行使)より 3 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知して、この契約を解除することができる。</p>	<p>(甲の解除権の行使) 第18条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。</p>	<p>(受注者の解除権) 第34条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>一 第15条の規定により工事監理仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。 二 第16条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。</p> <p>2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。</p>
<p>(監理業務受託者の解除権) 第37条 監理業務受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>一 第16条の規定により監理業務契約図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。 二 第17条の規定による監理業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が監理業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の監理業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。 三 監理業務委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。</p> <p>2 監理業務受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を監理業務委託者に請求することができる。</p>	<p>(受託者の解除権) 第37条 受託者は、次の各号の一に該当するときは、委託者に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。</p> <p>三 委託者の責めに帰すべき事由又は委託者と受託者の双方の責めに帰すことのできない事由によって、CM業務を遂行することができず、その期間が、業務期間の4分の1以上又は2ヶ月以上になったとき。 一 委託者の責めに帰すべき事由により、この契約に定める協議が成立しないとき。 二 委託者の責めに帰すべき事由により、委託者がこの契約に違反し、受託者が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき 四 前各号のほか、委託者の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。</p>	<p>(受注者の解除権) 第44条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>一 第20条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。 二 第21条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。 三 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。</p> <p>2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。</p>	<p>(第31条 解除権の行使)より 3 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知して、この契約を解除することができる。</p> <p>二 第25条及び第26条の規定によってCM業務の全部又は一部が中止された場合において、その中止期間が2ヶ月を経過したとき。 一 甲の責に帰すべき事由により、この契約に定める協議が成立しないとき。 三 甲の責に帰すべき事由により、甲がこの契約に違反し、乙が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。 四 前各号のほか、甲の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。</p>	<p>(乙の解除権の行使) 第18条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。</p> <p>甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責に帰すことのできない事由によって、CM業務を遂行することができず、その期間が、業務期間の4分の1以上又は2ヶ月以上になったとき。 甲の責めに帰すべき事由により、この契約に定める協議が成立しないとき。 甲の責めに帰すべき事由により、甲がこの契約に違反し、乙が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。 又は2ヶ月以上になったとき。 前各号のほか、甲の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。</p>	<p>(受注者の解除権) 第34条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>一 第15条の規定により工事監理仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。 二 第16条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。</p> <p>2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。</p>

契約書比較対象表

〔土木〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕	〔建築〕
<p>監理業務標準委託契約約款 H29.10 (土木学会)</p>	<p>CM方式活用の手引き(案) H24.06 (建設コンサルタツ協会)</p>	<p>発注者支援業務 H29.09 (国土交通省)</p>	<p>地方公共団体のCM方式活用マニュアル試案 H14.12 (CM方式導入促進方策研究会 建設業振興基金)</p>	<p>CM業務委託契約約款(CMの契約のあり方に関する研究会資料) H21.06</p>	<p>建築工事監理業務委託契約書 H29.08 (国土交通省)</p>
<p>(解除の効果)</p> <p>④</p> <p>第38条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する監理業務委託者及び監理業務受託者の義務は消滅する。ただし、第29条に規定する既済部分払に係る部分については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、第29条に規定する既済部分払に係る部分のほか<b>既履行部分がある場合は、監理業務委託者は当該部分を検査の上、検査に合格した場合には、当該部分に相応する業務委託料を監理業務受託者に支払わなければならない。</b></p>	<p>(解除の効果)</p> <p>第38条 前条における契約解除の場合、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 委託者は契約解除のときまでに受託者から交付されている図面、書類、記録等、及び次号で受託者から委託者に交付された図面、書類、記録等(以下全てを「交付済み図書等」という。)が二 契約解除のときまでに行ったCM業務に関して受託者が委託者に提出すべき図面、書類、記録等がある場合、委託者は、受託者に対し、その書類等の交付を請求することができる。</p> <p>三 交付済み図書等が著作物に該当する場合、第7条の規定を適用する。</p> <p>四 受託者は、委託者に対し、<b>契約が解除されるまでの間履行したCM業務の割合に応じたCM業務費用(以下「各割合報酬」という。)</b>の支払を請求することができる</p> <p>五 前号において、委託者が、各CM業務費用の一部又は全部を支払済みの場合(以下委託者の支払済みのCM業務費用を「各支払済み報酬」という。)であって、各割合報酬の額が各支払済み報酬の額を超えるときは、受託者は、委託者に対し、その差額の支払を請求することができ、各割合報酬の額が各支払済み報酬の額に満たないときは、委託者は、受託者に対し、その差額の返還を請求することができる。</p> <p>2 第35条第1項における契約解除の場合、前項に定めるほか、委託者は、損害をうけているときは、その賠償を請求することができる</p> <p>3 第35条第1項における契約解除又は前条で委託者の責めに帰すべき事由による契約解除の場合は、第1項に定めるほか、受託者は、損害を受けているときは、その賠償を請求することができる。</p>	<p>(解除の効果)</p> <p>第45条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第36条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、<b>既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)</b>を受注者に支払わなければならない。</p> <p>3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p>	<p>(解除の効果)</p> <p>第32条 前条における契約解除の場合、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 契約解除のときまでに行ったCM業務に関して乙が甲に提出すべき書類がある場合、甲は、乙に対し、その書類の交付を請求することができる。又、すでに乙から甲に交付されている書類が</p> <p>二 乙は、甲に対し、<b>契約が解除されるまでの間履行したCM業務の割合に応じた業務報酬(以下、「各割合報酬」という。)</b>の支払を請求することができる。</p> <p>三 前号において、甲が、各業務報酬の一部又は全部を支払済みの場合(以下、甲の支払済みの業務報酬を「各支払済み報酬」という。)であって、各割合報酬の額が各支払済み報酬の額を超えるときは、乙は、甲に対し、その差額の支払を請求することができる。各割合報酬の額が各支払済み報酬の額に満たないときは、甲は、乙に対し、その差額の返還を請求することができる。</p> <p>2 前条第1項における契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を請求することができる</p> <p>3 前条第2項における契約解除の場合又は前条第3項で甲の責めに帰すべき事由による契約解除の場合、第1項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を請求することができる。</p>	<p>(解除の効果)</p> <p>第19条 前条における契約解除の場合、次の各号のとおりとする。</p> <p>①甲は、契約解除のときまでに乙から交付されている図面、書類、記録等、及び次号で乙から甲に交付された図面、書類、記録等(以下全てを「交付済み図書等」という。)がある場合、この契約解除のときまでに行なったCM業務に関して乙が甲に提出すべき図面、書類、記録等がある場合、甲は、乙に対し、その書類等の交付を請求することができる。</p> <p>③交付済み図書等が著作物に該当する場合、第5条から第8条までの規定を適用する。</p> <p>④乙は、甲に対し、<b>契約が解除されるまでの間履行したCM業務の割合に応じた業務報酬(以下「各割合報酬」という。)</b>の支払を請求することができる。</p> <p>⑤前号において、甲が、各業務報酬の一部又は全部を支払済みの場合(以下甲の支払済みの業務報酬を「各支払済み報酬」という。)であって、各割合報酬の額が各支払済み報酬の額を超えるときは、乙は、甲に対し、その差額の支払を請求することができる。各割合報酬の額が各支払済み報酬の額に満たないときは、甲は、乙に対し、その差額の返還を請求することができる。</p> <p>2 第17条第1項における契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を請求することができる</p> <p>3 第17条第2項における契約解除の場合又は前条で甲の責めに帰すべき事由による契約解除の場合は、第1項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を請求することができる。</p>	<p>(解除の効果)</p> <p>第35条この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第27条に規定する部分払に係る部分については、この限りでない。</p>
<p>(解除に伴う措置)</p> <p>第39条 監理業務受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を監理業務委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が監理業務受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 前項前段に規定する監理業務受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第35条又は第35条の2第2項によるときは監理業務委託者が定め、第36条又は第37条の規定による場合は監理業務受託者が監理業務委託者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する監理業務受託者のとるべき措置の期限、方法等については、監理業務委託者が監理業務受託者の意見を聴いて定めるものとする。</p>	<p>(解除に伴う措置)</p> <p>第39条 契約が解除された場合において、第25条の規定による前払金があったときは、受託者は、第35条の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第28条の規定により部分払いをしているときは、その部分払いにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年〇パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第36条又は第37条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を委託者に返還しなければならない。</p> <p>〔注〕〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第25条の規定による前払金があったときは、委託者は、当該前払金の額(第36条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受託者は、第35条の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年〇パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第36条又は第37条の規定による解除にあつては、当該余剰額を委託者に返還しなければならない。</p> <p>〔注〕〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する規定にかかわらず、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>4 受託者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受託者が所有又は管理する業務の出来形部分(第28条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第8条第3項の規定により、受託者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本案において同じ。)があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、委託者に明け渡さ</p> <p>5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用(以下この項及び次項において「撤去費用等」という。))は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより委託者又は受託者が負担する。</p> <p>一 業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第35条による場合は受託者が負担し、第36条又は第37条による場合は委託者が負担する。</p> <p>二 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 受託者が負担する。</p> <p>6 第4項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。</p> <p>7 第3項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第35条による場合は委託者が定め、第36条又は第37条の規定による場合は受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。</p>	<p>(解除に伴う措置)</p> <p>第46条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 削除</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p> <p>5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第42条による場合は発注者が定め、第43条又は第44条の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p>			<p>(解除に伴う措置)</p> <p>第36条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第32条又は第32条の2第2項による場合は発注者が定め、第33条又は第34条の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p>
<p>(保険)</p> <p>第40条 監理業務受託者は、監理業務契約図書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに監理業務委託者に提示しなければなら</p>	<p>(保険)</p> <p>第40条 受託者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない</p>	<p>(保険)</p> <p>第47条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない</p>	<p>(保険)</p> <p>第33条 乙は、この契約に基づいて発生すべき債務を担保するための保険を付したときは、当該保険に係る証券の写しを直ちに甲に提出しなければならない。</p>	<p>(保険)</p> <p>第20条 乙は、この契約に基づいて発生すべき債務を担保するための保険を付したときは、当該保険にかかる証券の写しを直ちに甲に提出しなければならない。</p>	<p>(保険)</p> <p>第37条 受注者は、工事監理仕様書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。</p>

